

後期高齢者医療保険料の算定誤りについて（第2報）

1 概要

3月26日に発表しました後期高齢者医療保険料の算定誤りについて、平成20年度（制度発足）から29年度までの保険料算定誤りを調査した結果、新たに105名分の算定誤りが判明しました。今後、速やかにお詫びのご連絡をするとともに還付の手続きを進めます。

2 影響

保険料が減額になる方は次のとおりです。

(1) 今回判明分

保険料が減額になる方 105名 総額 9,491,190円

【内訳】

平成29年度	8名	総額	601,160円
平成28年度	7名	総額	274,240円
平成27年度	14名	総額	1,140,990円
平成26年度	6名	総額	901,090円
平成25年度	10名	総額	1,083,630円
平成24年度	13名	総額	1,249,860円
平成23年度	21名	総額	2,192,950円
平成22年度	10名	総額	805,380円
平成21年度	9名	総額	885,590円
平成20年度	7名	総額	356,300円

(2) 前回判明分（3月26日記者発表分）

保険料が減額になる方 19名 総額 1,816,940円

【内訳】

令和2年度	2名	総額	184,970円
平成31年度	7名	総額	893,430円
平成30年度	10名	総額	738,540円

(3) 合計

令和2年度から平成20年度まで 124名 総額 11,308,130円

3 再発防止策

現在、本市の業務システムについて、広域連合に送信する所得・課税情報を作成する際の譲渡損失の損益通算の特例に該当された方の所得情報を正しく反映させるように修正対応中です。

今後は、システム構築や制度改正に伴う改修に正確に対応するため、医療援助課職員が税制度など健康保険以外の知識が習得できるよう研修等の機会を積極的に活用します。

あわせて、制度改正に伴うシステム改修等の際は、所管する部門等に適宜相談、確認を行ってまいります。

お問合せ先

健康福祉局医療援助課長 佐藤 修一 Tel 045-671-3694

後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料 の 算 定 誤 り に つ い て

1 概 要

後期高齢者医療保険料は、本市が作成した算定の基礎となる市民税・県民税の所得・課税情報に基づき、神奈川県後期高齢者医療広域連合（広域連合）が決定しています。

本市が所得・課税情報を作成する際、一部の税情報の取り込み方に誤りがあり、広域連合における19名の方の保険料の算定に誤りが生じていたことが判明しました。

2 経 緯

保険者である広域連合から、県内の他の市町村で、保険料算定等のもととなる所得情報のうち「居住用損失額」項目及び「分離長期譲渡所得」項目について正しく設定されていなかった事例があるため、各市町村で確認するよう3月中旬に連絡がありました。調査できる直近3年度分について確認したところ、19件の誤りが判明しました。

3 原 因

本市の後期高齢システムで広域連合に送信する所得・課税情報を作成する際、譲渡損失の損益通算のうち、一部の要件に当てはまる方の損益通算をする仕組みがシステムに抜けていたため、損益通算をしない高い所得のまま、広域連合にデータを送信してしまいました。

4 影 響

保険料が減額になる方 19名 総額 1,816,940円

【内訳】

令和2年度 2名 総額 184,970円

平成31年度 7名 総額 893,430円

平成30年度 10名 総額 738,540円

※ 平成29年度以前の影響については、調査中のため改めて公表します。

5 今 後 の 対 応

保険料が減額になる方に対して、お詫び文を発送しました。今後、すみやかに還付の手続きを進めます。

6 再 発 防 止 策

今後は、本市の業務システムについて、広域連合に送信する所得・課税情報を作成する際の譲渡損失の損益通算の特例に該当された方の所得情報を正しく反映させるように修正します。

また、システム構築や制度改正に伴う改修に正確に対応するため、医療援助課職員が税制度など健康保険以外の知識を習得できるよう研修等の機会を積極的に活用するとともに、必要に応じて各所管部門に確認・相談をしていきます。

お 問 合 せ 先

健 康 福 祉 局 医 療 援 助 課 長 佐 藤 修 一 Tel 045-671-3694

※「マイホームを買い換えた場合の譲渡損失及繰越控除の特例」とは

マイホーム（旧居宅）を令和 3 年 12 月 31 日までに売却して、新たにマイホーム（新居宅）を購入した場合に、旧居宅の譲渡による損失（譲渡損失）が生じたときは、一定の要件を満たすものに限り、その譲渡損失をその年の給与所得や事業所得など他の所得から控除（損益通算）することができます。さらに、損益通算を行っても控除しきれなかった譲渡損失は、譲渡の年の翌年以後 3 年以内に繰り越して控除（繰越控除）することができます。

これらの特例を、マイホームを買い換えた場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例といいます。（国税庁ホームページより引用）

※後期高齢者医療保険料について

保険料は、毎年度 4 月 1 日を基準日として被保険者個人単位で算定します。

算出した保険料額は、その年の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年間の金額となります。

保険料額は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計した金額となります。

令和 2 年度の保険料額は、次のとおり算定します。

$$\begin{array}{c}
 \text{年間保険料額} \\
 \text{限度額} \\
 \text{64 万円 (年額)}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{c}
 \text{均等割額} \\
 \text{43.800 円}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{c}
 \text{所得割金額} \\
 \text{(総所得金額等 (※) - 33 万円)} \\
 \times \\
 \text{8.74\%}
 \end{array}$$

※総所得金額等とは、総所得金額、山林所得金額、株式・土地建物の長期（短期）譲渡所得金額等の合計額です。